

# 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

日本産婦人科医会編  
令和2年4月

## 診察料

### I. 初診料

初診料	病院	診 察 料			
		時間内	時間外	休 日	深 夜
	普通の場合	288	373	538	768
	6歳未満	363	488	653	983

同一医療機関・他疾患

- 同一日・他診療科（1つのみ）……………144（加算なし）  
 1. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）……………50  
 2. 機能強化加算（届）……………80

### II. 外来診療料・再診料

再診料	病院（200床未満）	診 察 料			
		時間内	時間外	休 日	深 夜
	普通の場合	74	139	264	494
	6歳未満	112	209	334	664

  

再診料	診療所	診 察 料			
		時間内	時間外	休 日	深 夜
	普通の場合	73	138	263	493
	6歳未満	111	208	333	663

同一医療機関・他疾患・同一日・他診療科

- （一つのみ）……………37（加算なし）

1. 外来管理加算（200床以上の病院は除く）……………52  
 2. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）……………50  
 3. 時間外対応加算（診療所のみ）（届）（イ）加算1……………5  
 （ロ）加算2……………3  
 （ハ）加算3……………1  
 4. 明細書発行体制等加算（診療所のみ）……………1  
 5. 地域包括診療加算（診療所のみ）（届）（イ）加算1……………25  
 （ロ）加算2……………18

薬剤適正使用連携加算……………30

### III. オンライン診療料（月1回）（届）……………71

## 入院料

診療所（療養病床を除く）1日につき

入院基本料（届）	有床診療所（看護職員7人以上）	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ハ. 31日以上	入院基本料1 917 712 604	入院基本料4 824 640 542
	有床診療所（看護職員4～6人）	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料2 821 616 555	入院基本料5 737 553 499
	有床診療所（看護職員1～3人）	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料3 605 567 534	入院基本料6 543 509 480

2. 重症児（者）受入連携加算（入院初日に限る）……………2000  
 3. 有床診療所一般病床初期加算（1日につき。14日を限度）（届）……………150  
 4. 夜間緊急体制確保加算（届）……………15  
 5. （イ）医師配置加算1（届）……………120  
 （ロ）医師配置加算2（届）……………90  
 6. （イ）看護配置加算1（看護師3人を含む10人以上）（届）……………60  
 （ロ）看護配置加算2（10人以上）（届）……………35  
 （ハ）夜間看護配置加算1（夜間の看護要員の数が看護職員1人を含む2人以上）（届）……………100  
 （ニ）夜間看護配置加算2（夜間の看護職員の数1人以上）（届）……………50  
 （ホ）看護補助配置加算1（届）……………25  
 （ヘ）看護補助配置加算2（届）……………15  
 7. 看取り加算（入院の日から30日以内）（届）……………1000  
 10. 栄養管理実施加算（1日につき）（届）……………12  
 11. 有床診療所在宅復帰機能強化加算（入院してから15日以降に1日につき）（届）……………20

妊産婦緊急搬送入院加算（入院初日）（施）……………7000  
 医療安全対策加算1（入院初日）（届）……………85

医療安全対策加算2（入院初日）（届）……………30  
 ハイリスク妊娠管理加算（1日につき。20日を限度）（届）……………1200  
 ハイリスク分娩管理加算（1日につき。8日を限度。有床診療所では不可）（届）……………3200

## 医学管理等

特定疾患療養管理料

1. 診療所……………225  
 2. 許可病床数100床未満の病院……………147  
 3. 許可病床数100～200床未満の病院……………87

特定疾患治療管理料

1. ウイルス疾患指導料  
 （イ）ウイルス疾患指導料1……………240  
 （ロ）ウイルス疾患指導料2……………330  
 3. 悪性腫瘍特異物質治療管理料  
 （イ）尿中BTAに係るもの……………220  
 （ロ）その他のもの（1）1項目の場合……………360  
 （2）2項目以上の場合……………400

初回月加算……………150

9. 外来栄養食事指導料  
 イ 外来栄養食事指導料1  
 （1）初回……………260

- （2）2回目以降  
 ①対面で行った場合……………200  
 ②情報通信機器を用いた場合……………180

ロ 外来栄養食事指導料2

- （1）初回……………250  
 （2）2回目以降……………190

11. 集団栄養食事指導料……………80

22. がん性疼痛緩和指導管理料（届）……………200

29. 乳腺炎重症化予防ケア・指導料（届）  
 （イ）初回……………500  
 （ロ）2回目から4回目まで……………150

30. 婦人科特定疾患治療管理料（3月に1回）（届）……………250

地域連携夜間・休日診療料（届）……………200

手術前医学管理料……………1192

手術後医学管理料（1日につき）  
 1. 病院……………1188  
 2. 診療所……………1056

肺血栓塞栓症予防管理料……………305

リンパ浮腫指導管理料……………100

ハイリスク妊産婦共同管理料（I）（届）……………800

（ハイリスク妊産婦を紹介した医療機関が算定。）

ハイリスク妊産婦共同管理料（II）（届）……………500

（ハイリスク妊産婦の紹介を受けた医療機関が算定。）

がん治療連携指導料（情報提供時）（届）……………300

ハイリスク妊産婦連携指導料1（届）……………1000

（月1回、産科・産婦人科で算定）

ハイリスク妊産婦連携指導料2（届）……………750

（月1回、精神科・心療内科で算定）

診療情報提供料（I）……………250

ハイリスク妊婦紹介加算……………200

（ハイリスク妊産婦共同管理料（I）（届）の施設に限る）

診療情報提供料（II）……………500

（セカンドオピニオンのための紹介の場合）

診療情報提供料（III）（施）（3月に1回、妊婦は1月に1回）……………150

診療情報連携共有料（歯科との連携、3月に1回）……………120

薬剤情報提供料（外来のみ）……………10

手帳記載加算……………3

傷病手当金意見書交付料……………100

往診料（死亡診断を行った場合200点加算）……………720

救急移送診療料……………1300

## 在宅医療

—1—

長時間加算（30分超）	700
新生児加算	1500
6歳未満の乳幼児加算（新生児を除く）	700
在宅自己注射指導管理料	
1. 複雑な場合	1230
2. 1以外の場合	
(イ) 月27回以下の場合	650
(ロ) 月28回以上の場合	750
導入初期加算（3月を限度、処方変更時1回）	580
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1	150
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2	150
在宅自己導尿指導管理料	1400

## 検査料

### 検体検査実施料

●時間外緊急院内検査加算（1日につき）	200
●迅速検体検査加算（5項目まで）	各項目に10点加算 (入院外の患者に実施した定められた検査について検査実施日のうちに結果を説明した上で文書により情報を提供し、診療が行われた場合)

### 1. 尿・糞便等検査

尿中一般物質定性半定量検査（当該医療機関内で検査を行った場合）	26
尿中特殊物質定性定量検査	

1. 尿蛋白	7
2. 尿グルコース	9
3. ウロビリノゲン（尿）	16
5. N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）（尿）	41
6. アルブミン定性（尿）	49
7. 黄体形成ホルモン（LH）定性（尿）	72
8. アルブミン定量（尿）	102

尿沈渣（鏡検法）（当該医療機関内での検査に限る）	27
--------------------------	----

⑩染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。

### 糞便検査

1. 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリン（糞便）	15
2. 粪便塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む)	20

### 穿刺液・採取液検査

1. ヒューナー検査	20
4. 精液一般検査	70
5. 頸管粘液一般検査	75
6. 顆粒球エラスター定性（子宮頸管粘液）	100
7. 顆粒球エラスター（子宮頸管粘液）	122

### 2. 血液学的検査

#### 血液形態・機能検査

1. 赤血球沈降速度（ESR） (当該医療機関内での検査に限る)	9
2. 網赤血球数	12
3. 血液浸透圧、末梢血液像（自動機械法）	15
5. 末梢血液一般検査	21
6. 末梢血液像（鏡検法）⑩特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点加算	25
7. 血中微生物検査	40
9. ヘモグロビンA1c（HbA1c）	49
11. ヘモグロビンF（HbF）	60

#### 出血・凝固検査

1. 出血時間	15
2. プロトロンビン時間（PT）	18
3. 毛細血管抵抗試験	19
4. フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量	23
5. トロンビン時間	25
6. ヘパリン抵抗試験	28
7. 活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）	29
8. 血小板凝集能	50
10. アンチトロンビン活性および抗原	70
11. フィブリノゲン分解産物（FDP）定性 および半定量・定量、プラスミン	80
12. フィブリノノマー複合体定性	93
13. プラスミノゲン活性および抗原	100
14. Dダイマー定性	125
15. プラスミンインヒビター（アンチプラスミン）、Dダイマー半定量	128
17. Dダイマー	133

19. PIVKA-II	143
20. 凝固因子インヒビター	148
23. プロテインS抗原	162
24. プロテインS活性	168
27. トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）	181
30. 凝固因子（第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子）	223
32. プロテインC抗原	239
34. プロテインC活性	241

⑪1回に採取した血液を用いて、14から34までに掲げる検査を3項目以上行った場合。  
(イ) 3項目又は4項目

(ロ) 5項目以上

染色体検査（すべての費用を含む）（分染法397点加算）

### 3. 生化学的検査（I）

#### 血液化学検査

1. 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニンキナーゼ（CK）、アルドステローゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）	11
3. HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）	17
4. LDL-コレステロール、蛋白分画	18
14. ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、γ-GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48
16. アンモニア	50
17. CKアイソザイム、グリコアルブミン	55
18. コレステロール分画	57
24. ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ（BAP）	96
26. フェリチン半定量及び定量	108
28. KL-6	114
36. 血液ガス分析	139
38. ビタミンB <sub>12</sub>	144
41. 葉酸	154
42. 腎分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）定性	180
55. プロカルシトニン（PCT）定量、プロカルシトニン（PCT）半定量	292
56. プレセシン定量	301

⑪1回に採取した血液を用いて、1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合。

(イ) 5項目以上7項目以下

(ロ) 8項目又は9項目

(ハ) 10項目以上

⑪入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

### 4. 生化学的検査（II）

#### 1) 内分泌学的検査

1. ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定性	55
2. 11-ハイドロキシコルチコステロイド（11-OHCS）	60
6. プロラクチン（PRL）	98
8. トリヨードサイロニン（T <sub>3</sub> ）	102
9. 甲状腺刺激ホルモン（TSH）	104
10. インスリン（IRI）	106
12. サイロキシン（T <sub>4</sub> ）	111
13. 成長ホルモン（GH）、卵胞刺激ホルモン（FSH）、黄体形成ホルモン（LH）	111
14. アルドステロン、テストステロン	125
15. 遊離サイロキシン（FT4）、遊離トリヨードサイロニン（FT3）、コレチゾール	127
16. サイロキシン結合グロブリン（TBG）	130
17. サイログロブリン	133
19. ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）	136
20. カルシトニン	137
21. ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定量、ヒト絨毛性ゴナ	

トロピン(HCG) 半定量	138
22. サイロキシン結合能(TBC)、ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	140
24. プロゲステロン	151
25. I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	156
26. 低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	158
27. 骨型アルカリホスファターゼ(BAP)、オステオカルシン(OC)	161
28. 遊離テストステロン	163
30. インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP)	169
29. 低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG) 半定量	165
31. 副甲状腺ホルモン(PTH)、カテコールアミン分画	170
32. デヒドロエピandroステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	174
34. エストラジオール(E2)	177
35. エストリオール(E3)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量	180
36. デオキシピリジノリン(DPD)(尿)	191
37. 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)、カテコールアミン	194
47. 抗利尿ホルモン(ADH)	235
㊟1回に採取した血液を用いて、12から50までに掲げる検査を3項目以上行った場合。	
(イ) 3項目以上5項目以下	410
(ロ) 6項目又は7項目	623
(ハ) 8項目以上	900
2) 腫瘍マーカー	
2. 胚胎児性抗原(CEA)	102
3. α-フェトプロテイン(AFP)	104
4. 扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	107
5. 細胞ポリペプタイド抗原(tpa)	110
6. CA15-3	118
7. エラスターゼ1	126
8. CA19-9	127
9. PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	139
10. CA125	144
11. CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原(STN)	146
13. シアリルLe <sup>x</sup> -i抗原(SLX)	148
22. CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184
23. CA602	190
25. ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	200
27. 胚胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、癌胚性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	305
㊟1回に採取した血液等を用いて、2から29までに掲げる項目を2項目以上行った場合。但し、1回を限度として算定し、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している場合は算定しない。	
(イ) 2項目	230
(ロ) 3項目	290
(ハ) 4項目以上	408
※CA125・CA602を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。	
5. 免疫学的検査	
1) 免疫血液学的検査	
1. ABO血液型、Rh(D)血液型	24
2. Coombs試験　イ. 直接	34
ロ. 間接	47
3. Rh(その他の因子)血液型	152
4. 不規則抗体	159
㊟性器手術のうち帝王切開術等を行った場合に算定。	
6. 血小板関連IgG(PAIgG)	198
7. ABO血液型亜型	260
8. 抗血小板抗体	262
9. 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	378
2) 感染症免疫学的検査	
1. 梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性/半定量/定量	15
2. トキソプラズマ抗体定性/半定量	26
4. 梅毒トレボネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性/半定量	32
5. 梅毒血清反応(STS)半定量/定量	34
6. 梅毒トレボネーマ抗体半定量/定量	53
11. ウィルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目あたり)	79
㊟同一検体についてウイルス抗体価(定性・半定量・定量)の測定を行った場合は、8項目を限度。	
13. HTLV-I抗体定性/半定量	85
14. トキソプラズマ抗体	93
15. トキソプラズマIgM抗体	95
16. HIV-1、2抗体定性/半定量、HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性	115
17. HIV-1抗体	116
18. HIV-1、2抗体定量、HIV-1、2抗原・抗体同時測定定量、A群β溶連菌迅速試験定性	127
19. カンジダ抗原定性/半定量/定量	134
21. 梅毒トレボネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性/半定量	138
22. インフルエンザウイルス抗原定性	139
27. クラミジア・トラコマチス抗原定性	160
30. HTLV-I抗体	168
34. 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性	180
37. グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	200
39. 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	210
40. グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目あたり)	212
㊟同一検体については、2項目を限度として算定する。	
46. HIV-1抗体(ウエスタンプロット法)	280
49. HIV-2抗体(ウエスタンプロット法)	380
50. HTLV-I抗体(ウエスタンプロット法及びラインプロット法)	425
51. HIV抗原	600
3) 肝炎ウイルス関連検査	
1. HBs抗原定性・半定量	29
2. HBs抗体定性/半定量	32
3. HBs抗原、HBs抗体	88
4. HBe抗原、HBe抗体	104
5. HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	108
6. HBc抗体半定量・定量	137
7. HCVコア抗体	143
8. HA抗体	146
㊟1回に採取した血液を用いて肝炎ウイルス関連検査の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、	
(イ) 3項目	290
(ロ) 4項目	360
(ハ) 5項目以上	438
4) 自己抗体検査	
2. リウマトイド因子(RF)定量	30
5. 抗核抗体(蛍光抗体法)定性/半定量/定量	105
14. 抗SS-B/La抗体定性/半定量/定量	161
15. 抗SS-A/Ro抗体定性/半定量/定量	163
16. 抗DNA抗体定量/定性	168
25. 抗カルジオリピンβ <sub>2</sub> グリコプロテインI複合体抗体	223
26. 抗TSHレセプター抗体(TRAb)	226
27. 抗カルジオリピン抗体	232
33. ループスアンチコアグラント定量/定性	281
36. 甲状腺刺激抗体(TSAb)	340
㊟9から15まで、17、20及び32に掲げる検査を2又は3項目以上行った場合、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
5) 血漿蛋白免疫学的検査	
1. C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)	16
4. 血清補体価(CH50)、免疫グロブリン	38
7. トランスフェリン(Tf)	60
8. C <sub>3</sub> 、C <sub>4</sub>	70
10. 非特異的IgE半定量/定量	100
11. β <sub>2</sub> -マイクログロブリン	104
13. 特異的IgE半定量・定量	110
㊟特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに点数算定。1回の採血で1430点まで。	
14. ハプトグロビン(型補正を含む)	136
22. 癌胚性フィプロネクチン定性(頸管腔分泌液)	204
6. 微生物学的検査	
排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1. 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50
㊟集菌塗抹法を行った場合には、所定点数に32点を加算する。	
3. その他のもの	61
細菌培養同定検査	
1. 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160
2. 消化管からの検体	180
3. 血液又は穿刺液	215
4. 泌尿器又は生殖器からの検体	170
5. その他の部位からの検体	160
6. 簡易培養	60
㊟1～6までについては、同一検体について、一般培養と併	

せて嫌気性培養を行った場合は112点を加算する。入院患者で質量分析装置を用いた場合は、所定点数に40点加算する。	
<b>細菌薬剤感受性検査</b>	
1. 1菌種 .....170	
2. 2菌種 .....220	
3. 3菌種以上 .....280	
<b>抗酸菌分離培養検査</b>	
1. 抗酸菌分離培養（液体培地法） .....280	
2. 抗酸菌分離培養（それ以外のもの） .....204	
抗酸菌同定（種目にかかわらず一連につき） .....361	
抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく） .....380	
⑩4薬剤以上使用した場合に限り算定。	
<b>微生物核酸同定・定量検査</b>	
1. 細菌核酸検出（白血球）（1菌種あたり） .....130	
2. クラミジア・トラコマチス核酸検出 .....198	
3. 淋菌核酸検出 .....204	
4. HBV核酸定量 .....271	
5. 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 .....278	
9. HPV核酸検出（ASC-USと判定された患者又は過去に子宮頸部円錐切除術を行った患者に限り） .....350	
10. HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）（ASC-USと判定された患者又は過去に子宮頸部円錐切除術を行った患者に限り） .....360	
13. HCV核酸定量 .....437	
14. HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 .....450 (HTLV-1抗体(ウエスタンプロット法及びラインプロット法)判定保留となった妊婦の場合)	
16. サイトメガロウイルス核酸検出 .....850	
19. HPVジェノタイプ判定 .....2000	
<b>7. 検体検査判断料</b>	
1. 尿・糞便等検査判断料 .....34	
2. 遺伝子関連・染色体検査判断料 .....100	
3. 血液学的検査判断料 .....125	
4. 生化学的検査（I）判断料 .....144	
5. 生化学的検査（II）判断料 .....144	
6. 免疫学的検査判断料 .....144	
7. 微生物学的検査判断料 .....150	
⑩1. 検体検査判断料は該当する検体検査の種類、回数にかかわらず各々月1回に限り算定する。	
2. 尿中一般物質定性半定量検査については尿・糞便検査判断料は算定しない。	
<b>8. 呼吸循環機能検査等</b>	
心電図検査	
1. 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 .....130	
<b>9. 超音波検査等</b>	
⑩超音波検査において同一検査を同一月に2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。	
超音波検査（記録に要する費用を含む）	
2. 断層撮影法（心臓超音波検査を除く）	
口 その他の場合	
(1) 胸腹部 .....530	
(2) 下肢血管 .....450	
(3) その他（頭頸部、四肢、体表、抹消血管等） .....350	
⑩パルスドプラ法を行った場合は150点を加算する。	
3. 心臓超音波検査	
(二) 胎児心エコー法（月1回） .....300	
胎児心エコー法診断加算として所定点数に1000点加算する。	
4. ドプラ法（1日につき）	
(イ) 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査 .....20	
<b>残尿測定検査</b>	
1. 超音波検査によるもの .....55	
2. 導尿によるもの .....45	
⑩残尿測定検査は患者1人につき月に2回に限り算定する。	
<b>骨塩定量検査（4月に1回）</b>	
1. DEXA法による腰椎撮影 .....360	
⑩同一日にDEXA法による大腿骨撮影を行った場合は、所定点数に90点を加算する。	
2. MD法、SEXA法等 .....140	
3. 超音波法 .....80	
<b>10. 監視装置による諸検査</b>	
分娩監視装置による諸検査	
1. 1時間以内の場合 .....510	
2. 1時間を超え1時間30分以内の場合 .....700	
3. 1時間30分を超えた場合 .....890	
ノンストレステスト（一連につき） .....210	
経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき） .....30	
⑩人工呼吸と同時に行った場合の費用は、人工呼吸の点数に含まれる。	
<b>11. 負荷試験等</b>	
肝及び腎のクリアランステスト .....150	
⑩1. 尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピーや膀胱尿道鏡検査を行った場合はその所定点数を併せて算定する。	
2. 検査に伴う注射、採血、検体測定の費用を含む。	
<b>内分泌負荷試験</b>	
1. 下垂体前葉負荷試験	
(イ) 成長ホルモン（GH）（一連として） .....1200	
⑩患者1人につき月2回に限り算定	
(ロ) ゴナドトロビン（LH及びFSH）（一連として月1回） .....1600	
(ハ) 甲状腺刺激ホルモン（TSH）（一連として月1回） .....1200	
(ニ) プロラクチン（PRL）（一連として月1回） .....1200	
(ホ) 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）（一連として月1回） .....1200	
2. 下垂体後葉負荷試験（一連として月1回） .....1200	
3. 甲状腺負荷試験（一連として月1回） .....1200	
4. 副甲状腺負荷試験（一連として月1回） .....1200	
5. 副腎皮質負荷試験（イ）鉱質コルチコイド（一連として月1回） .....1200	
(ロ) 糖質コルチコイド（一連として月1回） .....1200	
6. 性腺負荷試験（一連として月1回） .....1200	
⑩1. 1月に3600点を限度とする。	
2. 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数、測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	
<b>糖負荷試験</b>	
1. 常用負荷試験（血糖、尿糖検査を含む） .....200	
卵管通気・通水・通色素検査・ルビンテスト .....100	
皮内反応検査他	
1. 21箇所以内の場合（1箇所につき） .....16	
2. 22箇所以上の場合（一連につき） .....350	
<b>12. 内視鏡検査</b>	
腹腔鏡検査 .....2270	
腹腔ファイバースコピー .....2160	
クルドスコピー .....400	
膀胱尿道ファイバースコピー .....950	
ヒステロスコピー .....620	
コルポスコピー .....210	
子宮ファイバースコピー .....800	
⑩2. 同一月において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。	
<b>13. 診断穿刺・検体採取料</b>	
血液採取（1日につき）（外来患者のみ）（6歳未満の乳幼児25点加算）	
1. 静脈 .....35	
2. その他 .....6	
ダグラス窩穿刺 .....240	
内視鏡下生検法（1臓器につき） .....310	
子宮腔部等からの検体採取	
1. 子宮頸管粘液採取 .....40	
2. 子宮腔部組織採取 .....200	
3. 子宮内膜組織採取 .....370	
留意事項：子宮全摘後の断端細胞診は1で算定	
その他の検体採取	
2. 胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む） .....180	
3. 動脈血採取（1日につき） .....50	

## 画像診断料

時間外緊急院内画像診断加算（外来1日につき） .....110	
<b>1. エックス線診断料</b>	
エックス線診断料は①診断料、②撮影料、③フィルム料、④造影剤料、⑤注入手技料に分かれており、その組み合わせによって算定する。	
①診断料+②撮影料+ $\frac{\text{③フィルム料(円)}}{10} + \frac{\text{④造影剤の価格(円)}}{10}$	
+⑤造影剤腔内注入手技料 {注腸（300） その他（120）}	

区分	部 位	電子化管理 ・保存加算	フィルム数	①診断料		②撮影料 アナログ・デジタル
単純撮影	頭・胸部・腹部・脊椎	57	1	85	60	68
			2	128	90	102
			3	170	120	136
	その他		1	43	60	68
			2	65	90	102
乳房撮影	乳房	54	一連につき	306	192	202
造影剤用	消化管、その他の臓器	66	1	72	144	154
			2	108	216	231
			3	144	288	308
特殊撮影	骨盤計測等	58	一連につき	96	260	270

③電子化して管理・保存した場合はフィルム料は算定できない。

## 2. コンピューター断層撮影診断料

同一月に2回以上行った場合の2回目以降の断層撮影（一連につき）所定点数の80/100を算定する

電子化管理保存加算（一連の撮影につき1回）……………120

④フィルムの費用は算定できない

新生児、3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の乳児に対して、それぞれ所定点数に80/100、50/100、30/100を加算する

1. CT撮影（一連につき）

(イ) 64列以上のマルチスライス型の機器

(1) 共同利用施設において行われる場合……………1020

(2) その他の場合……………1000

(ロ) 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器……………900

(ハ) 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器……………750

(ニ) (イ)、(ロ) 又は (ハ) 以外……………560

造影剤加算……………500

2. MRI撮影（一連につき）

1. 3テスラ以上の機器

(イ) 共同利用施設において行われる場合……………1620

(ロ) その他の場合……………1600

2. 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器……………1330

3. 1又は2以外……………900

造影剤加算……………250

乳房MRI撮影加算……………100

3. コンピューター断層診断（月1回）……………450

## 投薬料

### 1. 調剤料

(1) 外来患者に対して投薬を行った場合

(イ) 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき）……………11

(ロ) 外用薬（1回の処方に係る調剤につき）……………8

(2) 入院中の患者に対して投薬を行った場合（1日につき）……………7

⑤麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、外来患者に係る場合には1処方につき1点、入院中の患者の場合には1日につき1点を加算する。

### 2. 処方料（外来患者のみ）

(1) 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及びやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合……………18

(2) 7種類以上の内服薬の投薬（(1)以外の）……………29

(3) (1) 及び (2) 以外の場合……………42

⑥麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、1処方につき1点を加算する

乳幼児加算（3歳未満）（1処方につき）……………3

特定疾患処方管理加算I（月2回）（1処方につき）……………18

特定疾患処方管理加算II（月1回）（28日以上処方の場合）……………66

## 注射料

注 射 点 数	外 来 (1回につき)	入 院 (1日につき)
皮内、皮下及び筋肉内注射	20	0
静脈内注射（6歳未満の乳幼児45点加算、翼状針を含む）	32	0
点滴注射（6歳未満の乳幼児45点加算）		
1. 6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100ml以上の場合）	99	99
2. 1に準ずる者以外に対するもの（1日分の注射量が500ml以上の場合）	98	98
3. その他の場合（入院患者以外に限る）	49	—

### 精密持続点滴注射加算

（精密持続点滴注射用定量輸血回路を包括）（1日につき）……………80

中心静脈注射用カテーテル挿入（6歳未満の乳幼児500点加算）……………1400

プラスチックカニューレ型静脈内留置針（1日につき）

(1) 標準型……………89円

(2) 針刺し事故防止機能付加型……………95円

注1. 生物学的製剤を注射した場合には、15点加算する。

2. 麻薬を使用した場合は、当該注射につき5点を加算する。

3. 反応試験の費用は、所定点数に含まれる。

4. 点滴回路を使用した場合の費用は、点滴注射に包括する。

5. 1回目の血漿成分製剤の注射の場合、患者に必要性、危険性等を文書により説明した場合50点を加算する。

## 処置料

### 創傷処置

1. 100平方cm未満……………52

2. 100平方cm以上500平方cm未満……………60

3. 500平方cm以上3,000平方cm未満……………90

4. 3,000平方cm以上6,000平方cm未満……………160

5. 6,000平方cm以上……………275

注1. は入院外及び手術後の患者（入院中）に限る。手術後の患者については手術日から起算して14日を限度。

ダグラス窓穿刺……………240

乳腺穿刺・リンパ節等穿刺……………200

喀痰吸引（1日につき）（6歳未満の乳幼児83点加算）……………48

高位浣腸、高圧浣腸、洗腸（3歳未満の乳幼児55点加算）……………65

摘便……………100

酸素吸入（1日につき）（使用した精製水の費用は所定点数に含まれる）……………65

酸素テント（1日につき）……………65

インキュベーター（1日につき）……………120

痔核嵌頓整復法（脱肛を含む）……………290

新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）……………140

救命のための気管内挿管（6歳未満の乳幼児55点加算）……………480

人工呼吸

1. 30分までの場合……………242

2. 30分を超える場合、242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算。

3. 5時間を超えた場合（1日につき）……………819

注使用的精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連續血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。

気管内洗浄（1日につき）（6歳未満の乳幼児110点加算）……………340

注同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入の費用を含む。

胃洗浄（3歳未満の乳幼児110点加算）……………300

皮膚科軟膏処置

1. 100平方cm以上500平方cm未満……………55

2. 500平方cm以上3,000平方cm未満……………85

3. 3,000平方cm以上6,000平方cm未満……………155

4. 6,000平方cm以上……………270

臍肉芽腫切除術……………220

陰囊水腫穿刺……………80

膿腫穿刺……………80

膀胱洗浄（1日につき）……………60

（同時に行う留置カテーテル設置中の膀胱洗浄及び薬液注入の費用は所定点数に含む。）

留置カテーテル設置……………40

羊水穿刺（羊水過多症の場合）……………144

腔洗浄（熱性洗浄を含む）……………56

子宮腔洗浄（薬液注入を含む）……………56

卵管内薬液注入法……………60

陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法……………408

子宮頸管内への薬物挿入法……………45

子宮出血止血法 1. 分娩時のもの……………624

2. 分娩外のもの……………45

子宮臍部薬物焼灼法……………100

子宮臍部焼灼法……………180

子宮頸管拡張及び分娩誘発法

1. ラミナリア……………120

2. コルボイリンテル……………120

3. 金属拡張器（ヘガール等）……………180

4. メトロイリンテル……………340

分娩時鈍性頸管拡張法……………456

子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）	290
薬物放出子宮内システム処置	
1. 挿入術	240
2. 除去術	150
妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290
胎盤圧出法	45
クリスチル胎児圧出法	45
人工羊水注入法	720
消炎鎮痛等処置（1日につき）	
1. マッサージ等の手技による療法	35
2. 器具等による療法	35
3. 湿布処置（半肢の大部分又は頭部及び顔面の大部以上）	35
鼻腔栄養（1日につき）	60

## 手術料

### 1. 緊急手術

#### 1. 緊急手術を行った場合

##### (イ) 届出した医療機関

(1) 休日加算1	所定点数の160/100加算
(2) 時間外加算1（外来患者）	所定点数の80/100加算
(3) 深夜加算1	所定点数の160/100加算
(4) 外来患者に対し規定する時間に手術を行った場合	所定点数の80/100加算
(ロ) (イ) 以外の医療機関	

(1) 休日加算2	所定点数の80/100加算
(2) 時間外加算2（外来患者）	所定点数の40/100加算
(3) 深夜加算2	所定点数の80/100加算
(4) 外来患者に対し、規定する時間に手術を行った場合	所定点数の40/100加算

#### 2. 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児

所定点数の100/100又は50/100を加算する

#### 3. 皮膚・皮下組織

##### 創傷処理

1. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm未満）	1250
2. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm以上10cm未満）	1680
4. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm未満）	470
5. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm以上10cm未満）	850

##### 皮膚切開術

1. 長径10cm未満	570
2. 長径10cm以上20cm未満	990

##### 皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部）

1. 長径2cm未満	1660
2. 長径2cm以上4cm未満	3670

##### 皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

1. 長径3cm未満	1280
2. 長径3cm以上6cm未満	3230
3. 長径6cm以上12cm未満	4160

#### 4. 乳腺

##### 乳腺膿瘍切開術

乳腺膿瘍摘出術	980
1. 長径5cm未満	3190
2. 長径5cm以上	6730

#### 5. 動脈

##### 血管露出術

530	
1. 長径5cm未満	3190
2. 長径5cm以上	6730

#### 6. 婦人科手術

##### 膀胱脱手術

1. メッシュを使用するもの	30,880
2. その他のもの	23,260

##### バルトリン腺膿瘍切開術

940
-----

##### 処女膜切開術

790
-----

##### 処女膜切除術

980
-----

##### 輪状処女膜切開術

2230
------

##### バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術（造袋術を含む）

3310
------

##### 女子外性器腫瘍摘出術

2810
------

##### 女子外性器悪性腫瘍手術

29190
-------

##### 1. 切除

63200
-------

##### 2. 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合

23830
-------

##### 会陰形成手術

2330
------

##### 1. 筋層に及ぶもの

6910
------

##### 外陰・陰茎血腫除去術

1920
------

##### 癒合陰唇形成手術

2330
------

2. 筋層に及ぶもの	6240
臍壁裂創縫合術（分娩時を除く）	
1. 前又は後壁裂創	2760
2. 前後壁裂創	6330
3. 臍円蓋に及ぶ裂創	8280
4. 直腸裂傷を伴うもの	31940
臍閉鎖術	
1. 中央臍閉鎖術（子宮全脱）	7410
2. その他	2580
臍式子宮旁結合織炎（膿瘍）切開術	2230
後臍円蓋切開（異性別妊娠）	2230
臍中隔切除術	
1. 不全隔のもの	1510
2. 全中隔のもの	2540
臍壁腫瘍摘出術	2540
臍壁囊腫切除術	2540
臍ポリープ切除術	1040
臍壁尖圭コンジローム切除術	1250
臍壁悪性腫瘍手術	44480
臍膿瘍閉鎖術	
1. 内視鏡によるもの	10300
2. その他のもの	35130
造臍術、臍閉鎖症術	
1. 拡張器利用によるもの	2130
2. 遊離植皮によるもの（性同一性障害の患者の場合）	18810
3. 臍断端挙上によるもの	28210
4. 腸管形成によるもの（性同一性障害の患者の場合）	47040
5. 筋皮弁移植によるもの（性同一性障害の患者の場合）	55810
腹腔鏡下造臍術	38690
臍壁形成手術	7880
臍断端挙上術（臍式・腹式）	29190
子宮内膜搔爬術	1420
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20610
子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔瘻着切除術（瘻着剥離術を含む）	18590
子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17810
子宮位置矯正術	
1. アレキサンダー手術	4040
2. 開腹による位置矯正術	8140
3. 瘢着剥離矯正術	16420
子宮脱手術	
1. 臍壁形成手術及び子宮位置矯正術	16900
2. ハルバン・シャウタ手術	16900
3. マンチェスター手術	14110
4. 臍壁形成手術及び子宮全摘術（臍式、腹式）	28210
腹腔鏡下仙骨隆固定術	48240
注メッシュを使用した場合に算定する。	
子宮頸管ポリープ切除術	1190
子宮腔部冷凍凝固術	1190
子宮頸部（腔部）切除術	3330
子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む）	3330
子宮頸部異形成上皮又は上皮内瘤レーザー照射治療	3330
子宮息肉様筋腫摘出術（臍式）	3810
子宮筋腫摘出（核出）術 1. 腹式	24510
2. 臍式	14290
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37620
子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1. 電解質溶液利用のもの	6630
2. その他のもの	4730
痕跡副角子宮手術	
1. 腹式	15240
2. 臍式	8450
子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8450
子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
1. 電解質溶液利用のもの	19000
2. その他のもの	17100
子宮腔上部切開術	10390
腹腔鏡下子宮腔上部切開術	17540
子宮全摘術（性同一性障害の患者の場合）	28210
腹腔鏡下臍式子宮全摘術（性同一性障害の患者の場合）	42050
広帯内腫瘍摘出術	16120
腹腔鏡下広帯内腫瘍摘出術	28130

子宮悪性腫瘍手術	62000
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(両側)	70200
腹壁子宮瘻手術	23290
重複子宮、双角子宮手術	25280
子宮頸管形成手術	3590
子宮頸管閉鎖症手術	
1. 非観血的	180
2. 観血的	3590
奇形子宮形成術(ストラスマン手術)	23290
臍式卵巣囊腫内容排除術	1350
経皮的卵巣囊腫内容排除術	1620
子宮附属器癒着剥離術(両側)	
1. 開腹によるもの	13890
2. 腹腔鏡によるもの	21370
卵巢部分切除術(臍式を含む)	
1. 開腹によるもの	6150
2. 腹腔鏡によるもの	18810
卵管結紮術(臍式を含む)(両側)	
1. 開腹によるもの	4350
2. 腹腔鏡によるもの	18810
卵管口切開術	
1. 開腹によるもの	5220
2. 腹腔鏡によるもの	18810
腹腔鏡下多囊胞性卵巣焼灼術	24130
子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(性同一性障害の患者の場合(両側))	
1. 開腹によるもの	17080
2. 腹腔鏡によるもの	25940
卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)	
1. 開腹によるもの	12460
2. 腹腔鏡によるもの	25540
子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)(施行)	58500
卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	27380
卵管鏡下卵管形成術(施行)	46410
腹腔鏡下卵管形成術	46410
試験開腹術	6660
腹腔鏡下試験開腹術、腹腔鏡下試験切除術	11320
限局性腹腔膿瘍手術	
1. 横隔膜下膿瘍	10690
2. ダグラス窩膿瘍	5710
3. 虫垂周囲膿瘍	5340
4. その他のもの	9270
経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10800
(注)挿入時に伴う画像診断、検査費用は算定しない。	
虫垂切除術	
1. 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6740
2. 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8880
<b>7. 産科手術</b>	
分娩時頸部切開術(縫合を含む)	3170
骨盤位娩出術	3800
吸引娩出術	2550
鉗子娩出術	
1. 低位(出口)鉗子	2700
2. 中位鉗子	4760
会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1530
会陰(陰唇)裂創縫合術(分娩時)	
1. 筋層に及ぶもの	1980
2. 肛門に及ぶもの	5560
3. 膀胱蓋に及ぶもの	4320
4. 直腸裂創を伴うもの	8920
頸管裂創縫合術(分娩時)	7060
帝王切開術	
1. 緊急帝王切開	22200
2. 選択帝王切開	20140
(注)複雑な場合については、2000点を所定点数に加算する。	
胎児縮小術(娩出術を含む)	3220
臍帯還納術	1240
脱垂肢整復術	1240
子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む)	2950
胎盤用手剥離術	2350
子宮破裂手術	
1. 子宮全摘除を行うもの	29190
2. 子宮腔上部切断を行うもの	29190
3. その他のもの	16130
妊娠子宮摘出術(ポロード手術)	33120
子宮内反症整復手術(臍式、腹式)	
1. 非観血的	340

2. 観血的	15490
子宮頸管縫縮術	
1. マクドナルド法	2020
2. シロッカーフ法又はラッシュ法	3090
3. 縫縮解除術(チューブ抜去術)	1800
胎児外回転術	800
胎児内(双合)回転術	1190
流産手術	
1. 妊娠11週までの場合	
(イ) 手動真空吸引法によるもの	4000
(ロ) その他のもの	2000
2. 妊娠11週を超える妊娠21週までの場合	5110
子宮内容除去術(不全流産)	1980
内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術(施行)	40000
胎児胸腔・羊水腔シャント術(一連につき)(両側)	11880
(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
無心体双胎焼灼術(一連につき)	40000
(注)手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
胎児輸血術(一連につき)	13,880
(注)1. 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2. 脘帶穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
胞状奇胎除去術	4120
異所性妊娠手術	
1. 開腹によるもの	14110
2. 腹腔鏡によるもの	22950
新生児仮死蘇生術	
1. 仮死第1度のもの	1010
2. 仮死第2度のもの	2700
「通則7」の極低出生体重児又は新生児加算を算定できる。	

#### 複数手術の特例(主なもの)

腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	子宮附属器癒着剥離術(両側)
子宮筋腫摘出(核出)術	2 腹腔鏡によるもの
1 腹式	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)
腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	1 開腹によるもの
子宮鏡下子宮筋腫摘出術	子宮附属器癒着剥離術(両側)
子宮全摘術	2 腹腔鏡によるもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)
腹腔鏡下広範帯内腫瘍摘出術	2 腹腔鏡によるもの
子宮全摘術	子宮附属器癒着剥離術(両側)
腹腔鏡下広範帯内腫瘍摘出術	1 開腹によるもの
子宮附属器腫瘍摘出術(両側)	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)
腹腔鏡下広範帯内腫瘍摘出術	1 開腹によるもの
帝王切開術	腹腔鏡下広範帯内腫瘍摘出術
	子宮筋腫摘出(核出)術1腹式
	広範帯内腫瘍摘出術
	子宮附属器癒着剥離術(両側)
	1 開腹によるもの
	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)
	1 開腹によるもの
異所性妊娠手術	子宮筋腫摘出(核出)術1腹式
	広範帯内腫瘍摘出術
	子宮附属器癒着剥離術(両側)
	1 開腹によるもの
	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)
	1 開腹によるもの

点数の高い手術が主たる手術

従たる手術(1つのみ) 50 / 100 を加算

#### 輸血料

##### I. 輸血

1. 自家採血輸血(200mlごとに)	1回目	750
	2回目以降	650
2. 保存血液輸血(200mlごとに)	1回目	450
	2回目以降	350
3. 自己血貯血		
○6歳以上(200mlごとに)		
液状保存の場合		250
凍結保存の場合		500
○6歳未満(体重1kgにつき4mlごとに)		
液状保存の場合		250

凍結保存の場合	500
4. 自己血輸血	
○ 6歳以上 (200mlごとに)	
液状保存の場合	750
凍結保存の場合	1500
○ 6歳未満 体重 (1kgにつき4mlごとに)	
液状保存の場合	750
凍結保存の場合	1500
5. 希釈式自己血輸血	
(イ) 6歳以上の患者の場合 (200mlごとに)	1000
(ロ) 6歳未満の患者の場合 (体重1kgにつき4mlごとに)	1000
6. 交換輸血 (1回につき)	5250
① 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。	
2. 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。	
3. 骨髓内輸血又は血管露出術を行った場合は、骨髓穿刺又は血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。	
4. 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用を加算する。	
5. 輸血に伴って行った患者の血液型 (ABO式及びRh式) の費用として所定点数に54点を加算する。	
6. 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。	
7. HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスI (A, B, C) 又はクラスII (DR, DQ, DP) の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1000点又は1400点を加算する。	
8. 輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、1回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。	
ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験、間接クームス検査加算は算定できない。	
9. 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。	
10. 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
11. 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。	
12. 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。	
II. 輸血管管理料	
1. 輸血管管理科 I	220
2. 輸血管管理科 II	110
III. 術中術後自己血回収術 (自己血回収器具によるもの)	
1. 濃縮及び洗浄を行うもの	5500
2. 濾過を行うもの	3500

## 麻酔料

迷もう麻酔	31
静脈麻酔	
1. 短時間のもの	120
2. 十分な体制で行われる長時間のもの (単純な場合)	600
3. 十分な体制で行われる長時間のもの (複雑な場合)	1100
硬膜外麻酔	
1. 頸・胸部	1500
2. 腰部	800
3. 仙骨部	340
② 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に、それぞれ750点、400点、170点加算する。	
硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入 (1日につき、麻酔当日を除く)	80
③ 精密持続注入を行った場合は所定点数に一日につき80点を加算する。	
脊椎麻酔	850
④ 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に128点を加算する。	
開放点滴式全身麻酔	310
マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	
4. 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合	
(イ) 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合	9130
(ロ) イ以外の場合	6610
5. その他の場合	

(イ) 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合	8300
(ロ) イ以外の場合	6000
⑤ 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
(二) 4に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合	660
(ホ) 5に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合	600
⑥ 酸素と窒素は購入価格/10を加算できる。	
⑦ 同一日に行われた呼吸心拍監視は所定点数に含まれる。	
⑧ 硬膜外麻酔を併せて行った場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
(イ) 頸・胸部	750
(ロ) 腰部	400
(ハ) 仙骨部	170
⑨ 全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、上記にそれぞれ375点、200点、85点を加算する。	
麻醉管理料 (I)	
1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合	250
2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合	1050
⑩ (I) で帝王切開術の麻酔を行った場合、帝王切開術時麻酔加算として所定点数に700点を加算する。	
麻醉管理料 (II)	
1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合	150
2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合	450
⑪ 1. 緊急手術時の麻酔料 緊急手術の項参照	
2. 同一の目的のために2つ以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック科は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。	
3. 薬剤料は $((\text{使用薬価}-\text{円}) \div 10\text{円}) + 1$ 点とする。15円以下は算定しない。	
4. 麻酔の前処置として行われる麻薬、鎮静剤などの投薬、注射及び麻酔の副作用防止の目的で行う注射等は麻酔料の薬剤料として算定する。	

## 病理診断

⑫ 同一月に併せて実施した場合、主たる病理組織標本作製の所定点数に180点加算する。	
術中迅速病理組織標本作製 (1手術につき)	1990
迅速細胞診 (1手術につき / 1検査につき)	450
細胞診 (1部位につき)	
1. 婦人科材料等によるもの	150
2. 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190
⑬ 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、36点を所定点数に加算する。	
2. 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。	
病理診断料	
1. 細胞診断料	450
2. 細胞診断料	200
病理診断管理加算 1	
1. 細胞診断を行った場合	120
2. 細胞診断を行った場合	60
病理診断料管理加算 2	
1. 細胞診断を行った場合	320
2. 細胞診断を行った場合	160
病理診断料 (病理診断料を算定した場合には算定しない。月1回)	150